

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり
調査特別委員会

中間報告書
(案)

令和5年9月

茨 城 県 議 会

令和5年9月26日

茨城県議会議長 石井 邦一 殿

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会
委員長 伊沢 勝徳

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会中間報告書

令和5年第1回定例会において本委員会に付託された「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方」について、これまでの委員会における調査・検討結果を踏まえ、次のとおり報告する。

目 次

○ 中間報告にあたって	1
○ 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方（提言） 《重点的に取り組むべき事項》	
1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり	2
2 安心して子どもを育てられる社会づくり	4
3 誰もが教育を受けることができる社会づくり	6
4 多様な働き方・外国人材の積極活用等	8
○ 調査に当たった委員	10

中間報告にあたって

令和5年4月、国立社会保障・人口問題研究所は、長期的な日本の人口を予測した「将来推計人口」を公表した。これによると、2020年に約1億2,600万人であった我が国の総人口は、2070年には約3割も減少して8,700万人となり、しかも、その1割を外国人が占めると推計されている。

また、令和4年の出生数が初めて80万人を下回ったというニュースは、まだ私たちの記憶に新しいところであるが、この出生数についても、2070年には50万人にまで落ち込むとの見通しが示されている。

目下、未来を見据えた人づくりの問題に向き合う重要性は、これまでにないほど高まっている状況にあると考えられる。

そうした中、少子化や人口減少が社会に及ぼす影響を少しでも回避するためには、結婚・出産、子育て、教育を通じた人づくりが重要であることは論を俟たないが、一方、少子化対策が功を奏しても、労働力の面で効果が表れるまでには時間を要するとの分析があるのも事実である。

このため、本委員会においては、結婚・出産、子育て、教育を通じた人づくりだけではなく、多様な働き方や外国人材の積極活用など、短期的に効果を上げることが期待できる対策についても、併せて調査・検討することを基本的な姿勢として議論に臨んだ。

執行部からは各調査項目に係る現状と課題、今後の対応等について詳細な説明をいただいたほか、少子化問題の背景や人材確保に関わる現場の声をよりの確に把握すべく、人口動向に関する研究者や外国人材・女性人材の活用精通した各分野の方々など、それぞれ第一線で活躍する有識者から貴重なご意見をいただきながら、精力的に調査・検討を進めてきたところである。

今般、県において来年度の予算編成に係る検討時期を控えていることから、本委員会の中間報告として、これまでの審議を通じてとりまとめた内容を提言するものであるが、県においてはこの内容を真摯に受けとめ、予算編成や組織体制などに的確に反映し、効果ある施策を速やかに実施されたい。

誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくりに関する諸方策の在り方（提言）

《重点的に取り組むべき事項》

1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

<施策の在り方>

- 県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数との間には、依然として 0.4 程度の差が存在する。その背景や要因を正確に分析し、理想と現実の差を埋めるためにはどのような取組が求められるのかという視点で、施策を構築していく必要がある。

また、施策を効果的に展開していくためには、これまで以上に P D C A の精度を上げていくことも重要である。

<労働政策>

- 昨今は、正規雇用であっても賃金の上昇がなかったり、社会保険料の負担が過去の何倍にも大きくなっていたりするなど、若者世代を中心に財産形成の難しい状況が生じており、「結婚したくてもしづらい」というイメージになっていると考えられる。雇用や賃金などをめぐる労働政策においても、若者世代の経済事情を十分に踏まえた対策が必要である。

<結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成>

- 「赤ちゃんふれあい体験」をはじめとする高校生のライフデザインセミナーは、参加した生徒のポジティブな意識変化が確認できるなど、結婚や子育てに対する前向きな機運を醸成するための取組として有効である。今後は、なるべく多くの生徒が受講できるようにするなど、セミナーの実施規模を拡大していくべきである。

<いばらき出会いサポートセンター>

- いばらき出会いサポートセンターについては、県外の方も相当数が登録されている。そうした方々を念頭に、成婚した場合には茨城県に居住してもらえるよう、新婚家庭への住宅費用支援などインセンティブとなる施策をうまく P R しながら取り組む必要がある。

- いばらき出会いサポートセンターでは、A I 機能によるマッチングシステムが導入されているが、民間などでも同様の事業は実施されている。競合する他のシステムと比較して、本県のシステムはどのような強みを持っているのか分析し、それを効果的にPRすることで利用の拡大につなげていく必要がある。

<新婚夫婦や子育て世帯への優待制度>

- 市町村や企業等との連携により、新婚夫婦等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらき結婚応援パスポート（i P A S S）」の認知が進んでいない。例えば、成人式など一定程度の適正な年齢になった段階で一律に配布し、対象者に幅広く行き渡らせるなど、認知度のさらなる向上に努める必要がある。
- 市町村や企業等との連携により、子育て家庭等を対象に協賛店で様々な特典サービスを受けられる「いばらき Kids Club カード」は、i P A S S のようにアプリ化されていない状況にある。財布を持たないキャッシュレスでの買い物等の機会が増えている中、利便性を高める観点からアプリ化について検討する必要がある。

<不妊治療>

- 不妊治療においては、知識や情報の不足によって患者が漠然とした不安を抱えることも多く、一般の疾病以上に丁寧なケアが求められる。不妊治療専門の医師やカウンセラーなどが様々な相談に応じる不妊専門相談センターにおいては、オンライン体制の拡充をはじめ、当事者の多様な働き方や生活の仕方に合わせた相談方法を考えていく必要がある。
- 個別の相談だけではなく、不妊に関して同じ悩みを持った方同士、いろいろと忌憚のない話ができる場を求める声も多い。そうしたニーズに対応できるグループミーティングの場については、不妊専門相談センターはもとより、民間企業の事業によるものも含め、利用を活性化させていく必要がある。

<養子縁組等の推進>

- 予期せぬ妊娠などに伴い、人工妊娠中絶に踏み切らざるを得ない方々がいる一方、不妊治療中や同性のカップルなど、子どもを産みたくても産めない方々も数多く存在する。両者を積極的につなぐための枠組みを構築し、養子縁組や里親制度の活用によって、育まれる子どもの命を一つでも多く救えるようにすべきである。

2 安心して子どもを育てられる社会づくり

<周産期等の医療提供体制>

- 子育てやまちづくりの視点から、医療提供体制について適切な対策をとるためには、科学的な研究による知見も重要である。医療に関するデータの集積や、研究機関における専門家の意見も反映しながら、医療の質を含めた適正な医療提供体制が保たれるよう、全体的なバランスを考えていく必要がある。
- 本県の公的病院における正常分娩の出産費用は、全国でも高い水準にあるが、産婦人科の数が少ないため、選択肢が限られている状況にある。患者が産婦人科を選ぶ際の選択肢を増やすなど、費用の問題が出産の足かせとならないようにするための工夫が必要である。

<妊産婦>

- 妊産婦の死亡原因としては自殺が最も多くなっており、全体の2割を占めているとの調査結果もある。医療部局と福祉部局の緊密な連携の下、妊産婦に対するメンタル面のサポートを強化するなど、自殺を防止するための体制づくりが必要である。

<地域の子育て支援の充実>

- 子育て家庭への支援として重要なアウトリーチ型の家庭訪問事業においては、担い手をどうするかが大きな課題となっている。ノウハウを有する民間の活用も含めて、担い手の確保に係る課題を克服する必要がある。
- 地域によって子育て支援の差が生じないように、市町村が動きやすい仕組みをつくるのが県の役割である。母子保健、児童福祉、教育といった縦割りの垣根を越えて、全庁的に子育ての現場を支援していく必要がある。
- 兵庫県明石市では、紙おむつやミルクを定期的に届けて、母親の話し相手にもなる家庭訪問事業を行っており、周辺の自治体にも広がりを見せている。こうした先進的な事例を参考に、本県でも、子育て支援の目玉となり得る事業の創設を検討すべきである。

<待機児童>

- 待機児童数としてカウントされない、いわゆる潜在的待機児童についても、実態を把握しながら対策を講じていくことが、待機児童問題の解決には不可欠である。問題の背景にある人材不足を解消するため、市町村等とも連携の下、さらなる保育士の処遇改善と働きやすい環境の整備により、保育士にとって魅力のある職場を実

現する必要がある。

<病児保育>

- 特に就労している保護者にとって、子どもの急な発熱などの際に受け入れてもらえる施設があることは、子育てをする上で大きな安心につながる。保育と看護の両機能を併せ持つ病児保育を実施できる施設については、保護者のニーズを踏まえて、数を増やすための取組を進めていく必要がある。

<ひとり親家庭>

- ひとり親の事情により一時的に介護や保育サービスが必要となる場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図る「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、有意義な制度でありながら利用が進んでいない。市町村に制度の周知を徹底し、事業を必要とする家庭に支援が行き届くよう、働き掛ける必要がある。

<公立保育所・幼稚園>

- 公立の保育所・幼稚園については、無償化の影響で市町村の負担が大きくなり、減少傾向にある。しかしながら、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、公立施設はセーフティネットとしての役割を担っているため、存続につなげるための取組が必要である。

<児童相談所>

- 土浦児童相談所が管轄する県南地域の出生数は、他の地域を大きく上回っている状況にあり、将来にわたる潜在的なニーズまで視野に入れた、ハード・ソフト両面での相談所体制整備を検討していく必要がある。
また、処遇の質や職員の負担といった観点から、一時保護所の整備についても、将来的には併せて検討していくべきである。

<小児医療費助成制度>

- いわゆる小児マル福の外来分について、本県では小学6年生までを対象範囲としているが、その後の拡充が依然として進まず、高校3年生までの部分は各市町村の単独事業によってカバーされている状況にある。市町村がそうした対応をとっているのは、それを必要としている声があるからに他ならない。県で財源を持つ対象範囲を高校3年生まで拡充し、市町村が子育て支援などへのさらなる対策に注力できるように考えていくのが、県の立場である。県としても環境づくりに取り組む必要がある。

3 誰もが教育を受けることができる社会づくり

<家庭教育>

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料の内容について、保護者が十分理解しているとまでは言えない状況にある。対面でのアプローチが有効であるため、全ての保護者が参加する就学時健康診断や入学説明会を、家庭教育に関する保護者との連携の場として活用する必要がある。

<不登校>

- 長期欠席の児童生徒を対象としたアンケート調査の際、親子が傷ついてしまうのではないかとこの過度の配慮により、本当は回答したかった親子にアンケートが届かなかった事例もある。不登校に関する調査に当たっては、当事者の声を把握するための貴重な機会であるという重要性に鑑み、より丁寧な実施の在り方を考える必要がある。
- 昨年度から始まった校内フリースクールのモデル事業で得られた成果に基づき、県として、不登校の解消に向けた次の一手となり得る、より踏み込んだ対応を検討する必要がある。

<スクールソーシャルワーカー>

- 近年ニーズが高まっているスクールソーシャルワーカーは、極めて専門的な知識や技術を有する職種である。学校現場と困難な家庭をつなぐ重要な存在として、スクールソーシャルワーカーを持続可能で安定的な制度にできるよう、待遇面の向上について検討する必要がある。

<特別支援教育>

- 通級による指導や特別支援学級など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加している。そうした子どもたち一人一人に応じた学びの場について、適切に対応していく必要がある。
- インクルーシブ教育システムの理念の下、発達障害等を含め、特別な教育的支援を必要とする全ての子どもたちに対応した多様な学びの場を提供していくとともに、共に学ぶ機会の充実を図っていくことも必要である。

<通学費>

- スクールバスや公共交通機関の利用に係る通学費については、通学可能範囲が広

域化していることもあり、家庭の負担が増えていると感じている保護者もいる。一定額を超えた部分に対する補助といった他県の先行事例も踏まえ、家庭の教育費負担を軽減する視点から、通学費に対する補助等の支援制度について検討する必要がある。

<奨学金>

- 将来の結婚や出産などを考える上で、奨学金の返済が日常生活における負担とならないよう、支援制度の拡充について検討する必要がある。

- 労働力不足の解消のため、かつて給付型奨学金の対象から漏れた方を対象に実施されていた貸与型奨学金の返還支援について、一定条件の下に、対象者を広げて復活させることができないか検討すべきである。

4 多様な働き方・外国人材の積極活用等

<外国人材>

- 外国人材の獲得を目指すに当たっては、どの分野でどんな人材がどれくらい不足しているのかデータを集積し、業種ごとに求められる人数等を分析した上で、戦略的に取り組む必要がある。また、外国人材の受入れとともに、業務効率化やデジタル化、AIの活用など他の手法によるアプローチについても、併せて検討すべきである。
- 各市町村の国際交流協会等においては、支援を求める外国人に必要な支援が行き渡るよう、取組を進める必要がある。そうした取組を通じて、SNS等による外国人コミュニティ間での情報共有だけでなく、然るべき相談機関につながることのできる体制を確立すべきである。
- 企業の中には、外国人労働者に対する様々なハラスメントや、人権上問題のある処遇を行っているところも報道されている。そうした深刻な問題に対しては、当事者からの相談を待つのではなく、行政が主体的に出向いてチェックを行う体制づくりが必要である。
- 日本語がうまく通じず不安な心境に陥っている外国人労働者は、母国語を話すブローカーによって不法就労等に勧誘される可能性がある。不安を持つ当事者に寄り添った対応ができるよう、より多種の言語に対応したサポーターによる相談体制が必要である。

<外国人児童生徒>

- 外国人児童生徒に日本語指導を行う教員については、一定の加配が行われているものの、一部の学校現場では不足が生じている。国への要望を含め、教員について十分な指導体制を確保する必要がある。
- 外国人児童生徒が高校受験等に臨む場合、日本語で高度な学習内容を理解しなければならず、日本人以上に高いハードルが課せられる。進学を希望する外国人児童生徒に対しては、受験を見据えた上でのより細やかな学習支援が必要である。
- 外国人児童生徒の保護者が日本語を理解できないために、学校側との間でトラブルが生じることも少なくない状況にある。保護者と学校側の間におけるコミュニケーションを円滑なものとするためにも、大人の外国人が日本語を学ぶための支援策について手厚く講じる必要がある。

<国内人材>

- トラックドライバーの時間外労働時間の上限規制に伴い発生する、物流の2024年問題は、運輸業界だけでなく全産業に関わる問題である。全庁的な取組の下、運んでいる物が輸送コストを反映した値段で取引されるような方向付けをすることにより、価格転嫁の促進、ひいては賃上げを実現し、問題の解決を図っていく必要がある。
- 数十年後の将来に渡って、外国人材が日本に来てくれる保証はない。外国人労働者に頼り過ぎるのではなく、自国のことは自国でまかなうという施策観を失わないことも重要である。

<多様な働き方>

- コロナ禍でテレワークが進んだことは、多くの子育て世代にとって、自分たちの働き方を見直す契機となっている。そうした中、子連れ出勤や子連れコワークといったスタイルについても、多様な働き方をめぐる一つの選択肢として、県内事業者に波及させていくべきである。

<女性活躍>

- 県では、「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」を策定しているが、女性職員の目線に立ったさらなる取組を進められる余地は大きい。男性職員や上司が、女性職員の抱える具体的な課題を共有しながら、女性職員が一層活躍できる方策について検討する必要がある。
- 国では、国家公務員の留学について、産前・産後休暇を取得しても留学を継続できるようにするなど、女性職員のキャリア形成に資する動きが見られる。女性にとって、妊娠・出産とキャリア形成に大事な時期は重なることが多いため、県においても、より女性職員の希望に沿ったキャリア形成の実現を図っていく必要がある。

調査に当たった委員

委員長 伊 沢 勝 徳

副委員長 西 野 一

委員 海 野 透

委員 田 山 東 湖 (～令和5年8月1日)

委員 細 谷 典 幸 (令和5年8月1日～)

委員 星 田 弘 司

委員 金 子 晃 久

委員 沼 田 和 利

委員 村 田 康 成

委員 裕 田 千 春

委員 木 本 信太郎

委員 山 本 美 和

委員 高 安 博 明

委員 ヘイズ ジョン

委員 う の のぶこ

委員 金 子 敏 明